

(目的)

**第1条** この要綱は、公益財団法人まちみらい千代田（以下「まちみらい千代田」という。）が、千代田区内のマンションの管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条に規定する管理組合をいう。以下同じ）が総会を行う際に、その会場使用料を助成することについて必要な事項を定め、もってマンションの適正な管理運営を支援することを目的とする。

(助成対象団体)

**第2条** 前条の助成金（以下「助成金」という。）の交付申請ができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 管理規約が整備されていること。
- (2) 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
- (3) 全戸数の半数以上、又は10戸以上が住宅として使用されていること。
- (4) 千代田区マンション連絡会（以下「連絡会」という。）の会員であること。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。

(助成対象経費)

**第3条** 助成対象経費は、第6条第3項に掲げる期間中に開催した総会（臨時総会を含む）の会場使用料とする。

(助成限度額)

**第4条** 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内で当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 第2条に該当し、マンション防災計画を策定しているマンション 6千円
- (2) 第2条に該当するマンション 3千円

(他助成金を受けている場合等の制限)

**第5条** 第2条の規定にかかわらず、申請に係る会場使用料について、まちみらい千代田又は千代

田区から助成金その他この要綱による助成金に相当するものの交付、減免、免除を受けている場合は、この要綱による助成金の交付対象外とする。

(交付申請)

**第6条** 管理組合は、助成金の交付を受けようとする場合は、総会終了後に、マンションの総会会場費助成申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) マンションの管理規約の写し

(2) 総会の議事録の写し

(3) 会場費の領収書の写し

(4) その他理事長が必要と認める書類

2 第4条第1号に該当するマンションについては、上記に加え、マンション防災計画の写しを理事長に提出しなければならない。

3 申請できる回数は、1団体につき、6月1日から翌年5月31日までの間に1回とする。

(交付決定)

**第7条** 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに要件の審査を行い、適当と認めるときは交付を行い、マンションの総会会場費助成決定通知書（第2号様式）により申請者（前条の規定により申請を行った管理組合等をいう。以下同じ。）に通知する。

2 理事長は、前項の規定による審査を行い、助成金を交付しないことを決定した時は、マンションの総会会場費助成不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

(交付)

**第8条** 理事長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(交付決定の取消)

**第9条** 理事長は、助成受領団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他、理事長が助成金を交付するに不適当と認めるとき。

#### 附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。